

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十三号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号の表備考の2中「二級又は」を削り、「二十五歳未満であり、かつ、実技試験の受検申請をする日において雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（」を「二十三歳未満であるもの（その受検申請をする日において」に、「九千円」を「四千五百円（当該受検する者がその受検申請をする日において雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である場合にあっては、九千円）」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。